

【審査基準：さとうきび生産性向上緊急支援事業】

2 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

・配分に当たっては、ポイントの高い地区から採択を行うことを基本とするが、台風、干ばつ等の気象災害が大きい地域や条件不利地域等に配慮し、補助金額を減額して採択する場合がある。なお、公募要領第2の2の(11)に掲げる低糖度対策、公募要領第2の2の(12)に掲げる作型・品種転換対策の取組については、補助金の範囲内で優先的に採択を行うものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の①から⑤の成果目標の中から1つ以上選択することとし、2つ選択した場合には、高い方のポイントを採用する。 なお、地力増進対策、種苗確保対策、肥培管理対策を実施する場合は、以下の成果目標のうち⑤の成果目標は必須とし、担い手の育成・強化対策については、①から⑤の成果目標に加えて、⑥及び⑦の成果目標を選択することができるものとする。 また、低糖度対策の取組については、⑧の成果目標を、作型・品種転換対策の取組については⑨の成果目標を選択するものとする。 ① 生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）以上に増加 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・8ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・6ポイント 5%以上10%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上5%未満・・・・・・・・2ポイント ② 作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント	10ポイント

	③ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・8ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・6ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・4ポイント 5%以上10%未満・・・・・・・・2ポイント ④ 10a当たり労働時間を10%以上削減 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・2ポイント ⑤ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合（※）を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上30ポイント未満・・・8ポイント 18ポイント以上24ポイント未満・・・6ポイント 12ポイント以上18ポイント未満・・・4ポイント 6ポイント以上12ポイント未満・・・2ポイント ※地域の受益面積に占める土壌分析及び土づくりを実施した面積の合計の割合 （担い手・作業受託組織の育成・強化対策のみ選択可能） ⑥ 担い手に係る作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント ⑦ 担い手の生産コストを3%以上削減 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント 7%以上9%未満・・・・・・・・6ポイント 5%以上7%未満・・・・・・・・4ポイント 3%以上5%未満・・・・・・・・2ポイント	
--	--	--

	(低糖度対策に取り組む場合の成果目標) ⑧ 糖度を平年水準（過去 7 年中庸 5 年平均）以上に増加 0.5 度以上 10 ポイント 0.4 度以上 0.5 度未満 8 ポイント 0.3 度以上 0.4 度未満 6 ポイント 0.2 度以上 0.3 度未満 4 ポイント 0.1 度以上 0.2 度未満 2 ポイント (作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標) ⑨ 受益地区において、新植作付面積を 1 % 以上増加 10 % 以上 10 ポイント 8 % 以上 10 % 未満 8 ポイント 6 % 以上 8 % 未満 6 ポイント 4 % 以上 6 % 未満 4 ポイント 1 % 以上 4 % 未満 2 ポイント	
2. 加算ポイント		
①地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性の高いと認める地区であること。（該当県において最大 5 地区選択可能、重要性に応じて 1 ～ 5 ポイント） （※県庁による行政加算ポイント）	5 ポイント
②受益地区面積規模	・事業申請があった事業実施主体の受益者の 1 戸当たり作付面積が、該当県の 1 戸当たり平均作付面積と比較して、10%以上高いこと 50%以上 3 ポイント 30%以上 50%未満 2 ポイント 10%以上 30%未満 1 ポイント	3 ポイント
③複数目標の設定 (複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入に係る取組は除く。)	・目標を複数設定していること 3 つ設定（各成果目標が平均 7 ポイント以上） 3 ポイント 2 つ設定（各成果目標が平均 7 ポイント以上） 2 ポイント 2 つ以上設定（付与ポイントに限らず） 1 ポイント	3 ポイント